

令和8年度
沖縄未来のIT人材創造事業 委託業務

企画提案仕様書

令和8年4月

沖縄県商工労働部 IT イノベーション推進課

令和8年度未来のIT人材創造事業 委託業務企画提案仕様書

1 委託事業名 令和8年度沖縄未来のIT人材創造事業 委託業務

2 業務期間 契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

3 委託業務の目的

本事業は、IT人材に特化した企業説明会の開催や企業訪問の実施等を通じて、学生とIT企業等のマッチングを促進するとともに、県内教育機関とIT企業が連携したPRイベント等を開催することで、将来、沖縄の産業界を支える「未来のIT人材」の育成・確保を図ることを目的とする。

4 委託業務の概要

(1) 企業説明会の実施

県内のIT企業及びIT人材を求人している企業（以下、「県内IT企業等」という。）が参加する企業説明会を開催すること。対象は県内IT企業等への就職を希望する学生及び学卒3年以内の者（以下、「学生等」という。）とする。

企業説明会は2回以上開催し、参加企業は20社以上とすること。

① 参加企業の募集

ア. 募集案内の周知を図るためのチラシを作成するとともに、SNSやWEB広告、企業訪問等にて積極的に周知広報を行うこと。

イ. 参加企業の選定にあたっては、国や県が実施する各種認定・承認（沖縄県人材育成認証、沖縄ワークライフバランス認証、沖縄県所得向上応援企業認証等）を受けている企業を優先とする。

ウ. 国や各自治体、民間等が実施する施策と積極的に連携を図り、参加企業を募ること。

② 参加者の募集

ア. 開催案内の周知を図るためのポスターおよびチラシを制作し、学校等に配布するとともに、適宜、事業説明等を行うこと。

イ. SNSやWEB広告による周知を行うこと。広告については、年代、性別、地域、キーワード、興味関心などを分析し、ターゲット層に沿った広告にすること。

ウ. 国や各自治体、民間等が実施する施策と積極的に連携を図り、参加者を募ること。

③ 企業説明会の企画運営

ア. 企業説明会の開催に際しては、学生等の就職活動の傾向等を踏まえ、参加企業及び学生等に効果的なアプローチ（開催場所、開催時期等）となるよう企画すること。

イ. 学生等1人あたり3企業以上とマッチングが図られる仕組みを提案すること。（スタンプリナー等）

(2) 企業訪問の実施

県内IT企業等への企業訪問を実施すること。参加者は学生等とし、当該企業への興味や就職意欲を高める取組とすること。

企業訪問は15件以上とすること。

① 参加企業の募集

ア. 募集案内の周知を図るためのチラシを作成するとともに、SNSやWEB広告、企業訪問等

にて積極的に周知広報を行うこと。

イ. 参加企業の選定にあたっては、国や県が実施する各種認定・承認（沖縄県人材育成認証、沖縄ワークライフバランス認証、沖縄県所得向上応援企業認証等）を受けている企業を優先とする。

ウ. 国や各自治体、民間等が実施する施策と積極的に連携を図り、参加企業の募集を募ること。

② 参加者の募集

ア. 開催案内の周知を図るためのポスターおよびチラシを制作し、学校等に配布するとともに、適宜、事業説明等を行うこと。

イ. SNS や WEB 広告による周知を行うこと。広告については、年代、性別、地域、キーワード、興味関心などを分析し、ターゲット層に沿った広告にすること。

ウ. 国や各自治体、民間等が実施する施策と積極的に連携を図り、学生等の参加者を募ること。

③ 企業訪問にかかる企画運営

ア. 企業訪問の実施に際しては、学生等の就職活動の傾向等を踏まえ、訪問企業及び学生等に効果的なアプローチ（実施時期等）となるよう企画すること。

イ. 企業訪問において、学生等と社員等が意見交換できる機会を設けること。

ウ. 企業訪問の実施にあたり、参加者を対象とした必要な保険に加入すること。（保険については、実施方法を踏まえ、契約時に再度調整を行うこととする。）

(3) PRイベントの実施（PRイベントへの参加対象者は定めない）

県内の情報技術系学科等の教育機関や県内IT企業等が出展する展示会を開催するとともに、学生の研究成果発表やITテクノロジーの体験ブースを設置するなど、広く一般県民の機運醸成を図るイベントを開催すること。

イベントは1回以上開催し、教育機関10団体以上、IT関連企業等15社以上の参加とすること。

① 出展する県内教育機関および企業の募集

ア. 募集案内の周知を図るためのチラシを作成するとともに、SNS や WEB 広告、企業訪問等にて積極的に周知広報を行うこと。

イ. 参加企業の選定にあたっては、国や県が実施する各種認定・承認（沖縄県人材育成認証、沖縄ワークライフバランス認証、沖縄県所得向上応援企業認証等）を受けている企業を優先とする。

ウ. 国や各自治体、民間等が実施する施策と積極的に連携を図り、参加企業の募集を募ること。

② 参加者の募集

ア. 開催案内の周知を図るためのポスターおよびチラシを制作し、学校等に配布するとともに、適宜、事業説明等を行うこと。

積極的な学校訪問等により事業説明を行うこと。

イ. SNS や WEB 広告による周知を行うこと。広告については、年代、性別、地域、キーワード、興味関心などを分析し、ターゲット層に沿った広告にすること。

ウ. 国や各自治体、民間等が実施する施策と積極的に連携を図り、学生等の参加者を募ること。

③ PR イベントに係る企画運営

- ア. 学生等に対し、情報通信産業の魅力が伝えられるように企画運営方法を工夫すること。
- イ. 令和8年11月に開催する「ResorTech EXPO 2026」と連動したイベントを検討すること。
(なお、本 EXPO との連携については、沖縄県、ResorTech EXPO 実行委員会事務局（一般財団法人沖縄 IT イノベーション戦略センター）と協議の上、決定する。)

(4) アンケート調査及び分析

- (1) ~ (3) の取組の参加者・参加企業に対し、アンケート調査を実施し、効果検証を行うこと。効果検証にあたっては、各取組の成果、課題点、今後の対応策等を整理した上で、報告書を作成・提出すること。

(5) その他、本事業の目的を達成するための取組（自由提案）

(6) 他事業との連携について

本事業の実施にあたっては、事業効果を高めるとともに、本県情報通信産業の人材不足の改善に向け相乗効果が得られるよう、県が実施する他の事業や教育機関、情報通信関連団体、沖縄労働局、その他関係機関等と連携・協力すること。

(7) 事務局の運営、実施体制等に関すること

委託業務を効果的、効率的に実施できる事務局の体制を構築すること。その際、以下の内容を履行すること。

- ア. 委託業務全体を掌理できる者1名を配置すること。
- イ. 委託業務の進捗状況報告及び事業方針の確認・決定のため、月1回程度、沖縄県庁またはオンラインにおいて取組全般に係る定例会を開催すること。

(8) 事業の目標（成果目標）

- (1)~(3)の取組を通して、参加者数4,000名を目標とすること。

5 成果物

- (1) 報告書1部及び報告書の電子ファイル（CSVファイルを含む）を沖縄県に納品すること。
 - (2) 沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
 - ア. 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOM無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
 - イ. PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
 - ウ. 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
- ※成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。
- ※成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、提案者の費用をもって処理するものとする。

6 提案総額の上限額

提案に当たっては、30,910,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案応募に当たり設定したものであり、実際の契約額とは異なる。

7 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、甲が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、甲が再委託により履行できると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

その他、甲が簡易と決定した業務

8 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受託者は、沖縄県（商工労働部 IT イノベーション推進課）と協議し、県の意見に対し可能な限り柔軟に対応すること。

9 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算の状況、諸事情によって

変更することがある。

- (3)委託業務期間中は、事業の進捗状況を適宜沖縄県に報告するものとする。
- (4)委託業務にかかる支出にはすべて支出額、支払い先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書など）が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものとする。
- (5)委託業務完了時に実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (6)委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (7)委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (8)委託業務の実施に当たって、仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方が協議して定める。